

大分市貨物運送事業者支援金 申請ガイドライン

事業目的

「長期化する燃油価格の高騰」および「2024年問題(時間外労働の上限規制より輸送能力が不足する問題など)」による影響が続く貨物運送事業者に対して、支援金を給付することで事業の継続を支援します！

対象者

一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業を営む者であって、次の要件のいずれにも該当するもの

- ①資本金の額または出資の総額が3億円以下である法人、または常時使用する従業員の数が300人以下の法人もしくは個人事業主
- ②令和7年4月1日において市内に本社もしくは事業所を有し、支援金の交付の申請の日以後も事業を営む意思を有する
- ③市税を完納している

申請期間 令和7年8月6日(水)～令和7年9月30日(火)

申請方法 電子、窓口、郵送

支援金額 対象者が市内で使用する(使用の本拠の位置が大分市内)
車両数×支援金単価

※1事業者につき、上限は200万円

【支援金単価】	① 普通貨物自動車	4万円
	② 小型貨物自動車	2万円
	③ 軽貨物自動車	1万円

お問い合わせ先

大分市 商工労働観光部 商工労政課
☎ 097-585-6011

対象車両

令和7年4月1日時点において対象者が事業のために使用しており、次の表に該当する車両

対象車両	ナンバープレートの色	自動車検査証記録事項または自動車検査証（A4・横）の記載事項				
		自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	使用の本拠の位置	使用者の氏名又は名称
普通貨物自動車	緑ナンバー	普通	貨物または特種 (※)	事業用	大分市内であること	申請者と同一の法人または個人
小型貨物自動車		小型				
軽貨物自動車	黒ナンバー	軽自動車				

※対象車両は、道路運送車両法の区分によります。

※被牽引車、霊柩車、二輪自動車は対象外です。

※用途が乗用の軽自動車については、自動車検査証の備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車」の記載がある場合は対象となります。

必要書類

法人の場合

①	支援金交付申請書（様式第1号）
②	交付対象車両一覧表（様式第2号）
③	「一般貨物自動車運送事業」もしくは 「特定貨物自動車運送事業」の許可書の写し 「貨物軽自動車運送事業」の届出書の写し等
④	対象車両全ての「自動車検査証記録事項」の写し ※自動車検査証が電子化されていない場合は、 「自動車検査証（A4・横）」の写し
⑤	法人税確定申告書別表一の写し（1枚） ※直近の事業年度分のもの ※収受印があるものに限る ※電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出
⑥	市税完納証明書（大分市役所の窓口で発行された証明書） ※写しでも可 ※申請日から1ヵ月以内に発行されたものに限る
⑦	振込先口座の通帳等の写し （通帳を1ページ開いた部分） ※カナ名義が分かるもの

個人事業主の場合

①	支援金交付申請書（様式第1号）
②	交付対象車両一覧表（様式第2号）
③	「一般貨物自動車運送事業」もしくは 「特定貨物自動車運送事業」の許可書の写し 「貨物軽自動車運送事業」の届出書の写し等
④	対象車両全ての「自動車検査証記録事項」の写し ※自動車検査証が電子化されていない場合は、 「自動車検査証（A4・横）」の写し
⑤	令和6年分の確定申告書第一表の写し（1枚） または所得税青色申告決算書の写し（1頁） ※収受印があるものに限る ※電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出 ※確定申告の義務がない等の場合は、「市民税・ 県民税申告書」の写し（1面）を提出
⑥	市税完納証明書（大分市役所の窓口で発行された証明書） ※写しでも可 ※申請日から1ヵ月以内に発行されたものに限る
⑦	振込先口座の通帳等の写し （通帳を1ページ開いた部分） ※カナ名義が分かるもの

必要書類・補足事項

①創業したばかりでまだ確定申告をしていない場合の必要書類

法人の場合は「履歴事項全部証明書の写し」、個人事業主の場合は「開業届の写し」を提出してください。

②個人事業者から法人化した場合の必要書類

申請時点では法人であるが、個人事業者から法人化したことにより、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、「法人設立届出書」または「個人事業の開業・廃業届出書」を追加して提出してください。

申請手続きの流れ

①申請書類が届き次第、受付処理をします



②申請書類の内容を審査します



③書類に不備がなければ、支払手続きを行います



④指定口座に支援金を振り込みます

※申請書類の不明点や書類不備等がありましたら電話にて連絡します。

※不備等がなければ受付処理後、4週間程度での振込を予定しています。

※申請開始当初は審査に時間を要するため、振込まで4週間以上かかる場合があります。

交付決定・振込み

①書類の審査が完了したものから順に「大分市貨物運送事業者支援金交付決定通知書(様式第3号)」を送付します。



②交付決定通知書の送付後、指定口座に支援金を振り込みます

※振込先口座の名義人は、申請者(法人または個人事業主)と同じ名義人になしてください。

法人で申請される場合、法人名義の口座であることが必要です。

申請者名と異なる名義の口座へ振込を希望する場合、委任状の提出が必要となります。

電子申請の方法

市ホームページより申請できます！

大分市 貨物運送事業者支援金

検 索



※申請期限は 令和7年9月30日 23時59分です。

窓口申請の方法

必要書類一式を受付場所にご持参ください！

（受付場所） 大分市役所 第2庁舎1階

（受付時間） 平日 9時～17時15分まで



※申請書等の様式については、市ホームページからダウンロードができます。

※申請期限は 令和7年9月30日 17時15分です。

郵送申請の方法

下記の送付先へ必要書類一式をご提出ください！

＜送付先＞

▼下記の宛先を切り取り、ご使用ください。

〒870-8504

大分市荷揚町2番31号

大分市 商工労政課

貨物運送事業者支援金担当 宛



※申請期限は 令和7年9月30日の消印有効です。

必要書類（参考）

【自動車検査証記録事項の写し】

※ 車検証が電子化されていない場合は、
自動車検査証（A4・横）の写しを添付

記録年月日									
自動車検査証記録事項									
1. 基本情報									
自動車登録番号又は車両番号									
車台番号									
① ②									
登録年月日／交付年月日		令和7年4月1日以前		初年度登録年月		有効期間の満了する日		※ 申請日以降の日	
2. 所有者・使用者情報									
所有者の氏名又は名称									
所有者の住所									
③									
使用者の氏名又は名称 ※ 申請者と同一の法人または個人									
使用者の住所									
④									
使用の本拠の位置 ※ 大分市内であること									
3. 車両詳細情報									
車名									
型式									
⑤ ⑥ ⑦									
自動車の種別		普通，小型，軽自動車		用途		貨物または特種（※）		自家用・事業用の別	
車体の形状				乗車定員		最大積載量		事業用	
車両重量		車両総重量		長さ		幅		高さ	
前軸重		前後軸重		後軸重		総排気量又は定格出力			
燃料の種類				型式指定番号		類別区分番号			
4. 備考									

<支援対象車両の要件>

- ① 登録年月日／交付年月日が、『令和7年4月1日以前』
- ② 有効期間の満了する日が、『申請日以降の日』
- ③ 使用者の氏名又は名称が、『申請者と同一の法人または個人』
- ④ 使用の本拠の位置が、『大分市内』
- ⑤ 自動車の種別が、『普通』，『小型』，『軽自動車』
- ⑥ 用途が、『貨物』または『特種』（※）
- ⑦ 自家用・事業用の別が、『事業用』

※用途が乗用の軽自動車については、備考欄に『貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車』の記載がある場合は対象となります。

※本支援金は、事業の継続支援を目的としたものであるため、交付申請時にすでに廃車している車両や、申請日以後の廃車が決定している車両については「対象外」となります。（車検切れの車両も含む）

必要書類（参考）

【自動車検査証（A4・横）の写し】

※ 車検証が電子化されていない場合

自動車検査証										大分運輸支局長	
自動車登録番号または車両番号	登録年月日/交付年月日	初年度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状					
	令和7年 4月1日以前		普通 小型 軽自動車	貨物または 特種 (※)	事業用						
車名	乗員定数		最大積載量		車両重量		車両総重量				
車台番号	長さ		幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重			
形式	原動機の形式	総排気量又は定格出力	燃料の種類		形式指定番号		類別区分番号				
所有者の氏名又は名称											
所有者の住所	⑤										
使用者の氏名又は名称	※ 申請者と同一の法人または個人										
使用者の住所	⑥										
使用の本拠の位置	※ 大分市内であること										
有効期限の満了する日	※ 申請日以降の日		⑦								
備考											

<支援対象車両の要件>

- ① 登録年月日/交付年月日が、『令和7年4月1日以前』
- ② 自動車の種別が、『普通』，『小型』，『軽自動車』
- ③ 用途が、『貨物』または『特種』（※）
- ④ 自家用・事業用の別が、『事業用』
- ⑤ 使用者の氏名又は名称が、『申請者と同一の法人または個人』
- ⑥ 使用の本拠の位置が、『大分市内』
- ⑦ 有効期限の満了する日が、『申請日以降の日』

※用途が乗用の軽自動車については、備考欄に『貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車』の記載がある場合は対象となります。

※本支援金は、事業の継続支援を目的としたものであるため、交付申請時にすでに廃車している車両や、申請日以後の廃車が決定している車両については「対象外」となります。（車検切れの車両も含む）